

台風23号に伴う災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の申込み受付について

このことについて、下記のとおり緊急採用及び応急採用の申込みを受け付けます。

記

- 1.対象者：下記の地域で罹災し、被害を被った世帯の学生。または、下記の地域に勤務し、勤務先が罹災した世帯の学生で、同等の被害を被ったもの。
なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域についても、災害救助法適用地域に準じて取り扱うこととします。

<災害救助法適用地域>

宮崎県東臼杵郡北川町、徳島県鳴門市・徳島市・小松島市・吉野川市
香川県高松市・坂出市・さぬき市・東かがわ市・綾歌郡国分寺町・木田郡三木町
兵庫県洲本市・西脇市・城崎郡城崎町・城崎郡日高町・出石郡出石町・三原郡西淡町・養父市・多可郡黒田庄町・氷上郡氷上町・津名郡津名町・三原郡三原町・津名郡一宮町・津名郡五色町・朝来郡和田山町・豊岡市・出石郡但東町
岐阜県高山市
京都府舞鶴市・宮津市・加佐郡大江町・与謝郡伊根町・与謝郡加悦町・京丹後市

2.奨学金貸与始期

- 緊急採用（第一種奨学金）：平成16年10月以降で申込者が希望する月から。
- 応急採用（第二種奨学金）：平成16年4月以降で申込者が希望する月から。

3.奨学金貸与終期

- 緊急採用（第一種奨学金）：平成17年3月まで。ただし、この被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合は、平成16年度末に「緊急採用奨学金継続願」を提出すれば翌年度末（平成18年3月）まで貸与を継続することができます。
- 応急採用（第二種奨学金）：標準修業年限の終了月まで。

注) 1 申込みは①大学へ必要書類を提出した後、②インターネットを通じて直接日本学生支援機構に申込みをすることになっています。

注) 2 申込書は学生部厚生課奨学第二係にあります。なお、申告にあたっては被災の証拠書類（例えば「被災（罹災）証明書の写し」）が必要です。詳細は係までお問い合わせください。

学 生 部 厚 生 課
平成16年 10月27日